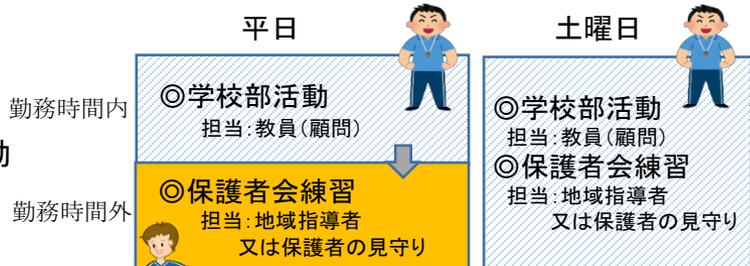


一関市立中学校 地域部活動の概要

一関市教育委員会

教員の関わり：全日

学校部活動



- ①顧問：あり
- ②保険等：学校部活動の保険は学校のスポーツ振興センター保険
- ③休養日：平日1日と土日のどちらか1日を休養日とする。

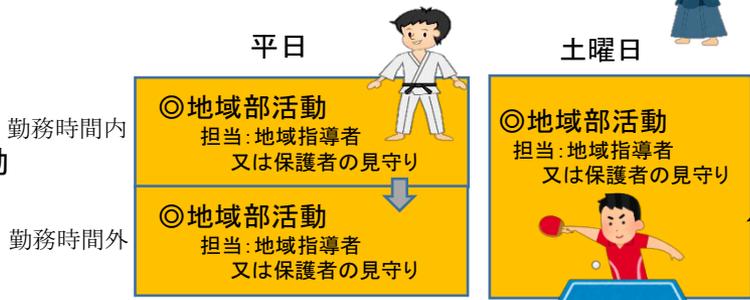
教員の関わり：基本的に平日のみ

地域部活動 (休日型)



- ①顧問：あり (土曜日は地域指導者の指導又は保護者の見守り)
 - ア 顧問は土曜日の通常練習には、基本的に出ない。
 - * 出る場合には地域の個人として参加 (特殊業務手当は支給されない)
 - イ 特例として顧問が出るのは、
 - ・練習試合等対外対応が必要な場合
 - ・学校名での大会参加の場合
 - ・その他校長が必要と認める場合
- * これらの場合、その日は地域部活動 (休日型) が学校部活動に切り替わり、特殊業務手当の対象となる。
- * 校長はこの特例を次第に適用しない方向で努力する。
- ②保険等：指導者への謝金や保険加入費用、地域部活動運営経費(費用) 等は保護者負担と補助金活用。
- ③休養日：原則、平日1日及び土日のどちらか1日を休養日とする。

地域部活動 (全日型)



教員の関わり：なし

- ①顧問：なし (土曜日でも地域指導者や保護者の見守りによる指導)
- ②保険等：指導者への謝金や保険加入費用、地域部活動運営経費(費用) 等は保護者負担と補助金活用。
- ③休養日：週2日を休養日とする。

登録制度

地域部活動は、一関市の部活動の在り方に関する方針を踏まえた団体が登録を申請し、一関市教育委員会が認めた団体である。(地域部活動とスポ少との違い)

部活動指導員

現在7名の歳出予算を組み5名配置。当面配置人数は据え置き、将来的には、この財源を補助金に充当していく考え。

移行期間

学校部活動から地域部活動(休日型)、あるいは地域部活動(全日型)への移行は、令和5年度～令和7年度に進め、令和8年度には、休日の学校部活動は、原則、地域部活動に切り替えることを目標として取り組むが、地域移行が難しい学校部活動は、令和8年度以降もある程度存在することとなる。

地域部活動運営費補助

- ・全日型
 - 上限100,000円/年
 - (運用としては、基本額50,000+5,000×人数)
 - ・休日型
 - 上限50,000円/年
 - (運用としては、基本額20,000+3,000×人数)
- 等が考えられる。